

「学校図書館における児童・生徒のプライバシー保護

～読書記録の取り扱いをめぐる～

山口 真也¹

はじめに

近年、学校におけるプライバシー保護の問題が注目されている。「教育は相手をよく知ることから始まる」という言葉があるように、学校ではこれまで児童生徒やその家庭に関する情報が数多く集められてきた。たとえば、「家庭環境調査書」には家族構成、保護者や家族の職業が記載されるし、「生徒指導個人調書」には、子どもの趣味、特技、健康状況、親しくしている友人名、希望進路などが記される。また、体力記録簿や健康診断表簿、健康調査書には、体力テストの結果や、保険証の種類・番号、これまでの病歴、体質、罹病傾向なども記録されている。約1年間保管される通信簿(成績簿)には、各教科の成績の他にも、子どもの学校生活における学習態度や性格などが克明に記される²。学校は、児童生徒、そしてその家庭に関する膨大な個人情報を抱える機関である。

ところで、学校が集める個人情報の中には、子どもやその保護者にとって秘密にしたい事柄、つまり「プライバシー」と呼ばれる「私生活上の事柄(私事)」が含まれることがある。憲法では、プライバシーの保護を第13条「個人の尊重・幸福追求権」の保障内容に含まれるものと解釈している。プライバシーの権利とは、私生活上の事柄(私事)について、他人に知られない権利のことであり、私事にわたる事柄をみだりに他人に開示されない権利、つまり個人情報の秘匿権を意味するものである³。

このように、すべての国民は個人に関する情報の秘匿権(コントロールする権利を含む)を持っている。しかし、その一方で、学校は、生活指導、生徒指導などの個別指導を目的として、児童生徒やその家庭のプライベートな事柄を教育に必要な情報として把握しておかなければならないこともある。ここに、学校は子どもやその家庭のプライバシー権とどのように向き合ふべきか、という問題が生じることになる。

学校内の一つの機関である学校図書館にとってもまた、こうした問題に無関係ではない。一般に図書館は(学校図書館も含めて)、「読書」という、個人の内面的な行動を対象としてサービスを行う機関である。そして、「読書」という行為は、利用者個人の趣味や興味関心、思想やさまざまなポリシーを直接的、または間接的に反映するものである。学校図書館は、こうした児童生徒の「読書に関する情報」を取り扱うことによって、学校教育におけるプライバシー問題と深く関係しているのである。学校図書館における児童生徒の読書

¹ 沖縄国際大学総合文化学部日本文化学科講師

² 羽山健一著「生徒のプライバシーをどう保護するか」『季刊教育法』79, 1989, p91

³ 奥平康弘著『憲法 III』有斐閣, 1993, p107

記録の保護についても、プライバシー問題の一つとして、その理念と方法を整理する必要があるだろう。

1998年に発表された漫画作品『やってらんねえぜ!』(秋月こお・こいでえみこ著, 徳間書店)には、学校図書館におけるプライバシー保護問題を考える上で、大変興味深い場面が描かれている。本稿では、漫画作品『やってらんねえぜ!』に描かれた図書館員の問題行動と、沖縄県内の学校図書館司書(学校司書)、学校教員を対象として実施したアンケート調査を手がかりに、学校図書館におけるプライバシー保護の理念と方法について考察してみたい。

1. 漫画作品『やってらんねえぜ!』にみる図書館員の問題行動

本稿が考察対象として取り上げる漫画作品『やってらんねえぜ!』は、漫画雑誌『Chara!』に1994年から2000年にかけて連載された作品である。優等生と不良という正反対の性格を持つ高校1年生の男子生徒2人の恋愛を軸としたストーリーであり、連載中から小説版⁴やドラマCD⁵、サイドストーリー⁶などの関連メディアが発表されるなど、高い人気を呼んでいる。本章では『やってらんねえぜ!』にみる図書館員の問題行動を整理し、本作品を題材として、沖縄県内の学校図書館員(学校司書)を対象に実施したアンケート結果から、学校図書館現場でのプライバシー問題に対する意見を紹介してみよう。

1.1 ストーリー

本作品において、問題となる場面が描かれるのは、漫画雑誌『Chara!』の1998年4月号と6月号に掲載された「Act14 眠れない夜」と「Act15 NEXT」という物語である。まず、問題行動が描かれる2つのエピソードについてそのストーリーを簡単に紹介してみよう。

主人公の男子生徒は、自分がHIVに感染しているのではないかと悩んでいる。ある日、主人公はHIVについて調べるために、学校の図書室へと向かうことにする。カウンターで生徒の対応をしていた図書館員(「先生」と呼ばれている)の女性は、図書室にやってきた彼の姿をみて「め

⁴ 秋月こお著『やってらんねえぜ!』全6巻, キャラ文庫, 徳間書店, 1997-2001

⁵ 『やってらんねえぜ! DORAMA CD』東芝EMI, 1996

⁶ 秋月こお・こいでえみこ著『やってらんねえぜ! 外伝』全4巻, キャラ文庫, 徳間書店, 1997-2001

ずらしいお客」とつぶやきながら、その行動を目で追う。すると彼は閲覧席で熱心に本を読み、書架の前でなにやら思い詰めた様子である。その様子が気になった図書館員は「何を調べたいの？」と声をかける。男子生徒は「いや」とつぶやき、その場を立ち去ろうとするのだが、ふと立ち止まり、「あ……、健康関係の本ってここにあるだけ？」⁷と図書館員にたずねる。図書館員は「保健室に少しと、保健体育の教官室に行ってる分もあるわ」と紹介する(「Act14 眠れない夜」)。

後日、図書館員は養護教員から頼まれていた本を届けるために保健室に向かう。図書館員はちょうど、入り口から体調不良のため保健室で休んでいた主人公の男子生徒が保健室から出てくるところに出くわす。すれ違いざま、先日の主人公の様子を思い出す図書館員。彼女は、養護教員に「どうもエイズについて調べてたようなのよ」「ただの興味本位って感じじゃなかったから気になって…」⁸と相談を持ちかける。養護教員はその話を聞きながら主人公の体調不良の原因が「自分自身へのエイズ疑惑」にあるのでは、と考え込む。養護教員はその後、主人公の兄を学校に呼び出し、主人公の様子がおかしいことを告げる⁹(「Act15 NEXT」)。

この図書館員はその後のエピソードにも登場している。HIVではないかと悩む主人公は、その後、HIV検査を受け、陰性であることが判明する。放課後、恋人とともに図書館で仲良く勉強をする主人公。図書館員はその二人の楽しそうな姿を見て微笑む。(「Act17 正しい幸せの作り方」)

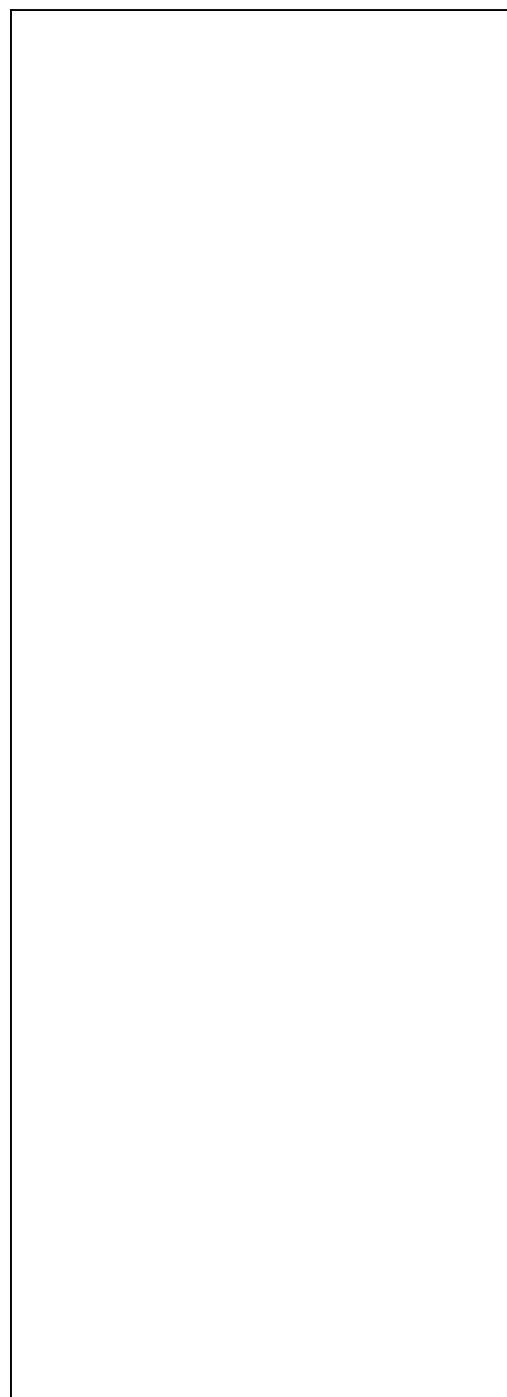


図1 「利用者の秘密」を漏洩する図書館員(『やってらんねエゼ!』©秋月こお・こいでみえこ◎/徳間書店)

⁷ 秋月こお・こいでみえこ著『やってらんねエゼ!』第5巻, 徳間書店, 1998, p67-68

⁸ 秋月こお・こいでみえこ著『やってらんねエゼ!』第5巻, 徳間書店, 1998, p120-123

⁹ 養護教諭と主人公の兄が面会する場面は描かれていないため、どのような会話が行われたかは不明。

1.2 「図書館の自由」からみた問題点

では、まず本作品に登場する図書館員の問題行動について確認しておこう。日本図書館協会が作成する「図書館の自由に関する宣言」(1979年改訂)や「図書館員の倫理綱領」(1980年総会決議)¹⁰にも記されるように、図書館における利用記録、読書記録、利用事実(に関する記録)は、個人のプライバシーに属する事柄であり、図書館外部に漏らされることは許されない。なかでも特に、「読書」に関する記録は利用者個人のプライバシーとして厳重に管理されなければならない。なぜなら、読書という行為の中には、内緒にしておきたいこと、人に知られたくないような内容が含まれる場合があり、仮に自分が読んだ本の内容、タイトルをすべて他人に知られてしまうような図書館があるとすれば、そこでは自由な読書を実現することがきわめて難しくなるからである。こうした状態は、「知る自由」を保障することを目的とする図書館の理念とは相反するものである。

図書館における読書記録は、本人が自分の読書を「秘密」と考えない場合であっても、厳重に管理されなければならない。そもそも読書記録は、個人の興味・思想を反映する記録であり、さまざまな利用価値を持っている。たとえば、「どのようなタイトル、ジャンルの本を好んで読んでいるか」という記録は、その人物の身元や素性を調査する上で大いに役立つ資料となることから、時に警察による捜査のための情報や企業の人事情報などとしても十分活用することが可能となる。読書記録はさまざまな方法で第三者によって利用(悪用)することができるのである。特に学校図書館の場合は、子どもの読書記録を扱っている。子どもがその管理について特に問題意識を持っていないとしても、図書館員はその漏洩の危険性を十分認識して日々のサービスを行う必要がある。本人が秘密と考えていても、考えていなくても、読書に関する記録は図書館において「プライバシー」として扱われ、慎重に管理されなければならない。

とすれば、本作品にみる図書館員の問題行動は、図書館員が、図書館の外部の人間(養護教員)に、利用者の個人名を挙げた上で、館内での利用行動と「エイズの本」という資料のジャンルを伝えていることにあるだろう。しかも、この図書館員は、利用者の様子から、明らかに読んでいる本の内容を「秘密にしたい」という意思を感じている。にもかかわらず、図書館員が利用者に無断でその読書傾向と館内での行動を開示することは、利用者の秘密を守るべき立場にあるはずの「図書館員の倫理」において、大きな問題であるだろう。

しかし、その一方で、本作品での図書館員による行動には、「教育的な配慮」という側面があったことは明らかである。学校図書館は図書館の一館種であると同時に、学校教育の一機関である。しかも、「自分が HIV に感染しているかどうか」という不安や悩みは、高校生が一人で抱えきれるようなものではない。確かに、図書館員の立場で考えれば、「図書館の自由」、「知る自由」を守るために読書記録をプライバシーとして保護することは重要なことではある。しかし、プライバシー保護ばかりに気を取られて、児童生徒の問題行

¹⁰ 「図書館の自由に関する宣言」第3「図書館は利用者の秘密を守る」、「図書館員の倫理綱領」第3「図書館員は利用者の秘密を漏らさない」

動に見て見ないふりをし、放置することは学校教育現場で働く人間としてはあまりにも無責任なのではないだろうか。行動面において心配な生徒がいる場合には、しかるべき外部の人間(ここでは養護教員)に相談することはもっともなことであるとも考えることもできるだろう。

本作品と同様の問題は他のケースでも十分に考えられる。たとえば、学校図書館の中で児童生徒がいわゆる「自殺マニュアル本」を読んでいることに気がついた場合、図書館員はどのように対応すればよいのだろうか。HIV という事例が現実的ではないとしても、低年齢化が進行している性感染症について生徒がこっそり図書室で調べているというケースは十分に存在するのではないか。

仮に、児童生徒の行動、読書内容に対して、学校図書館員が「干渉しない」ことが「読書の自由」や「図書館の自由」を守ることにつながるとしても、そうした対応は教育現場に従事する人間としてふさわしいものではないようにも思われる。ここに、学校図書館では、読書に関するプライバシー保護よりも優先されるべきことがあるのではないかという疑問が表出することになる。

1.3 学校司書の意見

では、こうした問題について、教育現場で実際に働いている図書館員はどのように考えるのだろうか。2001年8月、筆者は、沖縄県教育委員会が主催する「平成13年度県立学校事務職員研修会」(第4分科会・学校図書館)にて講演を行った際、本漫画作品の問題点を紹介し、沖縄県内の学校司書(高等学校に勤務する学校図書館事務職員)の方々の協力を得て、学校図書館における児童生徒のプライバシー保護に関してのアンケートを実施する機会を得ることができた¹¹。以下、簡単にその結果を紹介してみよう。

まず、〈質問1〉として、本作品に登場

図2 アンケート結果(学校司書)

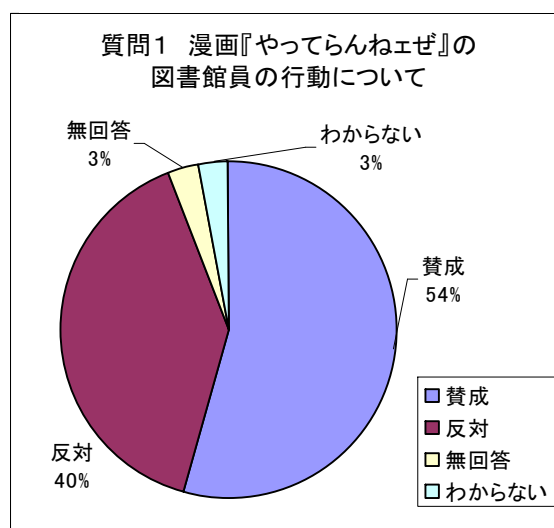


表1 アンケート結果(学校司書)

賛成	反対	無回答	わからない	合計
19	14	1	1	35

¹¹ 2001年8月10日実施。アンケート対象者89名、回答数35。質問内容は次の通り。(1) 事例のように、児童生徒の図書館利用において心配な行動が見られた場合、あなたならどうしますか？(事例に登場する図書館員の行動に賛成ですか？)／(2) 事例1のように、児童生徒の図書館利用において、生活指導上、心配な行動を察知したことはありますか？／(3) (2)において「1」ある」と回答された方へ質問します。具体的にどのような行動でしたか？ 回答できる範囲でお答えください。／(4) (2)において「1」ある」と回答された方へ質問します。その際、どのように対応されましたか？ 回答できる範囲でお答えください。／(5) 児童生徒の利用行動を図書館外部の学校内の第三者(担任・養護教諭等)に報告する場合の、規則、マニュアル等は作成されていますか？

する図書館員の行動について、「賛成か反対か」を問うたところ、図 2 のように、賛成、つまり本作品と同じ行動をとるとする回答が過半数を占める結果となった。学校図書館現場では「読書の自由」を守るためのプライバシー保護は時に教育的配慮という観点から制限される可能性があるとする判断が根強く存在していることが分かるだろう。

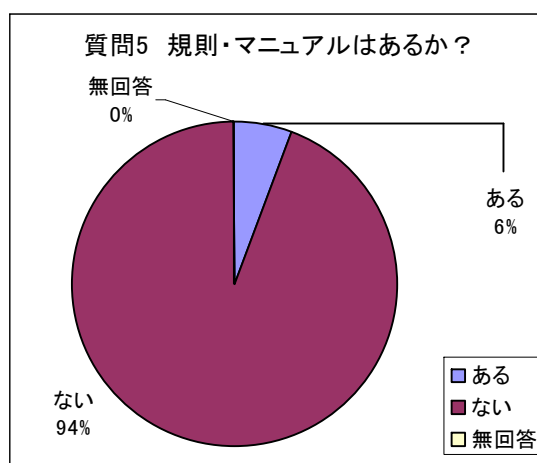
<質問 1>では、賛成反対の意見について、それぞれの理由も付記してもらっている。本アンケートは、講演会にて本作品の問題点を説明した後に実施したことも影響してか、これらの理由を読むと、一口に「賛成」といっても、その回答の中にもさまざまな考えがあることも分かる。まず、賛成意見の中には、「公共図書館と学校と図書館は異なる。学校図書館は一過性のサービスではなく、生徒を育てることを目的としたものなので、全体の教育的配慮を優先した行動が必要」といった意見や、「学校図書館は第一に教育機関としての機能が重要」という意見、さらには「少しでも生徒の力になればいいと思うので」「生徒の今後に深く関わることだから」など、本作品の図書館員の行動を評価する意見も多い。しかし「賛成」という回答に印をつけながらも、全面的に賛成というわけではなく、「教育が第一目的だから、と疑問に思えず、これまでは養護教員や担任に話していた。が、少し考えた方がいいと思っている」といったものや、「(この問題は)生徒のプライバシーに関する問題であり、悩みつつ考えていきたい」という意見もあった。「名前は出さないでまず(担任や養護教員等に)話をする」という意見も複数あった。

一方、「反対」という意見も全体の 4 割に達しており、その割合は決して小さくない。たとえば、「HIV は特殊な問題であり、他人に相談する前に、直接本人に話しかけるべき」「よっぽどのことがない限り、図書館員自らが外部の人に利用記録を話してはいけない」などの意見がある。また、これまでこうした問題が起こった場合には「つい生徒の名前を出して相談してしまいがちだが、今後は心したい」とする意見もあった。

賛成反対、どちらかの意見を知りたかったため、質問用紙では、「わからない」という項目は設けなかった。しかし、回答用紙の中には、無記入のものや、「話を聞いているうちにわからなくなった」といった回答もあった。様子がおかしい児童生徒に対するプライバシー保護の必要性については、学校図書館員の中でも判断が分かれており、難しい問題であることが分かるだろう。

以上の質問をふまえて、<質問 5>では、「児童生徒の利用行動を図書館外部の学校内の第三者(担任・養護教諭等)に報告する場合の、規則、マニュアル等は作成されていますか?」という内容の質問を行った。その結果、児童生徒の読書記録や館内での行動を、学校内の他の教員に知らせる場合のルールについて、すでに「ある」と回答

図 3 アンケート結果(学校司書)



したのは2人のみであった。残念ながら、「ある」という回答にはいずれも自由記入欄への記入がなく、学校名も未記入であったため、その詳細は不明である。

大多数の回答は「ない」であった。一部、自由記入欄に「(図書館員の)倫理綱領の範囲を参照しているが、(それぞれの)事情に合わせて取り扱う場合もある」、「特別にマニュアルはないが、基本的に守秘義務の厳守には気をつけている」といった意見が記入されていることもあったが、児童生徒の読書記録を、生活指導など、図書館サービスとは本来無関係な目的で利用してよいか、という問題については、これまでまったくと言っていいほど考えられてこなかった現実もまたみえてくる。

1.4 教員の意見

次に、この問題についての学校教員の意見を紹介してみよう。筆者は、沖縄国際大学にて2002年8月に開催される学校図書館司書教諭講習の授業「情報メディアの活用」において、学校図書館と「図書館の自由」との関係について、有害情報問題を取り上げる中で説明を行った。その際、本作品を原作としたパネル資料を作成し、「図書館の自由」を侵害するケースとして図4に挙げた事例を紹介した。その後、「図書館の自由」と「読書の自由」を守るための、学校図書館におけるプライバシー保護の重要性を説明し、学校図書館における「読書の自由」に関するアンケート用紙を配布した。

図4 学校図書館において「図書館の自由」を侵害する事例



本アンケート用紙では、インターネットの利用記録を生活指導資料として活用することに対する意識など、いくつかの項目を準備した。本論文に関連する質問は、〈質問6〉「あなたが司書教諭として図書館業務を行っている最中に、たとえば自殺に関するホームページや図書を閲覧している児童生徒を発見した場合、どのように対処しますか」という項目である¹²。回答項目としては、「クラス担任に知らせる」「生活指導担当者に知らせる」「何もしない」「その他」を準備し、複数回答可とした。さらに、その他については具体的に

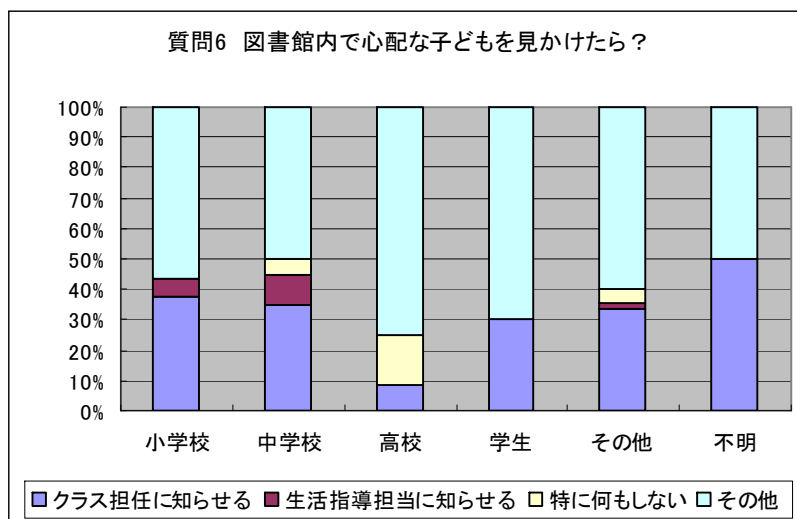
¹² 2002年8月20日実施、アンケート回答者94名、うち現職の教員は36名、学生7名、その他50名、不明1名

空欄に記述するように指示することとした。図5、図6と表2はその結果を所属学校別(小中高別)に集計した結果である。なお、アンケート対象には、教員免許を取得し、学校教員司を目指す受講生も含まれている。図5と表2

図5 アンケート結果(教員・講習受講者)

ではこれらの人々の回答についても参考意見として集計している。

回答結果をみれば分かるように、図書館で心配な様子の児童生徒を見かけた場合、そのことを、クラス担任など図書館の外にいる教員に伝えるかどうか、という判断については、



「その他」を選択する意見が過半数を占めた。また、「クラス担任に知らせる」や「生活指導担当教員に知らせる」という回答も3割を越えている。これに対して、「特に何もしない」とする回答は非常に少ない。「読書の自由」は時に個人の読書への干渉を行わないことを意味することがあるが、学校図書館ではやはり、児童生徒の読書に問題がみられた場合には、「その子の

表2 アンケート結果(教員・講習受講者)

状況に応じて対応」することが必要であり、「何もしないわけにはいかない」という意見が主流なのだろう。

では、司書教諭は図書館内で様子のおかしい生徒を見かけた場合にどのように対応すべ

職業	クラス担任に知らせる	生活指導担当に知らせる	特に何もしない	その他	合計	
教員	小	6	1	0	9	16
	中	7	2	1	10	20
	高	1	0	2	9	12
学生	3	0	0	7	10	
その他	21	1	3	37	62	
不明	1	0	0	1	2	
合計	39	4	6	73	122	

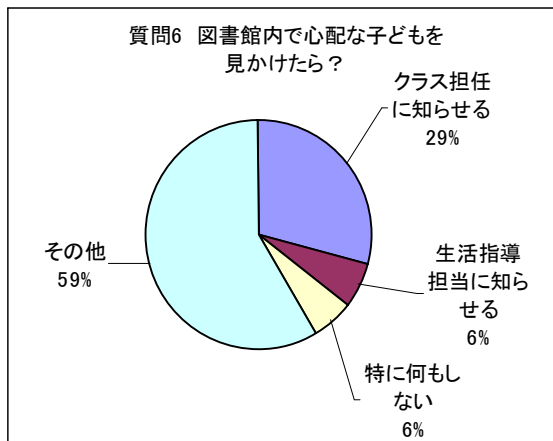
*複数回答可のため、合計数はアンケート対象よりも多い

きなのだろうか。まず「クラス担任に知らせる」もしくは「生活指導担当教員に知らせる」と回答した意見をみると、単に「知らせる」という回答はわずか4名と少数派であり、多くの回答者が、「知らせる」に○をつけるとともに、「その他」の空欄へコメントを付記している。つまり、心配な児童・生徒を発見した場合には、すぐに利用者の館内での行動や読書内容を他の教員に知らせるのではなく、司書教諭もまた利用者に対して何らかの行動をとり、その上でクラス担任や生活指導担当者へ知らせるべきであるという意見が多数を占める結果となったのである。司書教諭による何らかの働きかけが必要とする回答は、「知

らせる」に○をつけずに「その他」のみを選択した場合にも、多く記入されている。

ではどのような条件を満たす場合に限り、他の教員への読書記録の開示が可能となるのだろうか。最も多い意見をまとめると、まず司書教諭は図書館内での利用者の行動を注意して「生活態度や様子を観察」し、「図書館内での行動や友達との関わり方等をみていく」必要がある。次に、「自分でその子どもに声をかけ」、「何気なく話を聞いてあげ」、「何か相談にのれることはさり気なくやってあげる」。もちろん、図書館を利用するすべての児童生徒について司書教諭が把握しているわけではない。「その生徒と司書教諭との間での信頼関係が成り立っていれば、即、何気なくたずねるということもありうる」が、「声をかける」という対応が成り立つためには、まず児童生徒に「話を聞けるような信頼関係をつくる」必要もあるだろう。

図6 アンケート結果(教員)



さらに、司書教諭が心配な児童生徒に声をかける際には、クラス担任や利用者の友人から情報を引き出す、という意見もいくつかあった。「先生(クラス担任)に知らせるよりも、まず子どもの様子を担任から聞きだして、その後の対応を考える」、「担任にその子のことを聞く」、「担任、カウンセラー、養護教員、友人などから情報を集めてから、できれば本人と話をして判断する。すぐには情報はやりとりしない」などである。確かに、その子どもの生活状況を確認するという方法もまた、問題解決の上ではより現実的であり、効果的であろう。

以上のように、司書教諭自らが心配な生徒に声をかけ、「直接、司書教諭として生徒をケアする」ことによって、「生徒とうまく話し合えたら担任には知らせる必要はない」とも考えられる。しかし、多くの回答はここでは終わらずに、児童生徒が抱える問題の度合いに応じてクラス担任などに知らせる必要があるとも記している。たとえば、「普段の会話の中で話をし、問題がある場合はクラス担任に様子を話し対処する」「段階に応じ慎重に対応し、必要ならば担任、養護教員と相談する」「まずは閲覧している児童生徒に声をかけてみる。その後様子を見ながらクラス担任に相談する」など、しばらく様子を見て、自分ひとりで対応ができないときはクラス担任に連絡する必要があるという意見である。そして、その相談の対象はクラス担任や生活指導担当者だけでなく、「学年主任」や「相談員、カウンセラー」も含まれる。「(司書教諭による対応の)その後、担任への報告が必要だと思う。相談員、カウンセラーの活用へともつながると思う」といった意見、「本人とまず話をし、その後、学年主任にまず知らせ、心の相談員と相談する。担任とも話をする」という意見は、養護教員への相談を行った『やってらんねェゼ!』の図書館員の行動と同

じであると言えるだろう。

アンケート回答の中には、「読書の自由」を守るために司書教諭が児童生徒の情報を抱え込むということに対する反論もいくつかあった。たとえば、子どもを教育するためには「横のつながりも大切で、教員は生徒の情報、状況を交換する必要がある」という意見や、「(学校では)いろいろな先生と連携して指導することがよくある。この事例も同じ」といった意見もみられた。そこからさらに進展して、「職員全体での共通理解が必要かどうかについては、担任の判断に任せる」べきであるという意見もあった。やはり、学校図書館内で様子のおかしい児童生徒を見かけた場合には、その問題を司書教諭だけの問題としてとどめるのではなく、教員間での情報を共有することが必要であるとする意見が根強くあるようだ。こうした結果からは、あくまでも学校図書館は学校内の一部であり、図書館員と教員の間に「内」と「外」という意識はそれほど定着していないと考えることもできるだろう。たとえば、公共図書館において図書館員同士が利用者の記録を時に共有することがあるように、学校という機関の内部において、生徒の情報を教員同士、教職員同士が共有することは不自然なことではないとも考えられているのだろうか。

では、クラス担任への読書記録の開示について児童生徒の読書に関するプライバシー保護については沖縄の学校教員の方々はどうのように考えるのか。多くの回答には、こうした問題についての記述はなく、生活指導目的での読書記録の利用は学校現場では仕方ないこと、許容されることと考えられていることが分かる。一部の意見ではあるが、「自分でその生徒にまず声をかけ、クラス担任に知らせる時には「話した」ということを生徒に伝えないように秘密にしてもらおう」とする回答もあった。図書館とはいえ、学校図書館は学校の一機関であるから、(言葉は悪いが)児童生徒を裏切っても「クラス担任には情報として伝えなければならない場合もある」ということか。

2. 学校におけるプライバシー保護の原則

以上のように、本作品にみる図書館員の行動は、「図書館の自由」、「読書の自由」、プライバシー保護、生活指導を目的とした読書記録の使用、といったさまざまな論点を含んでいる。利用者の秘密を守ることは、確かに「読書の自由」を守るべき立場にある図書館にとって大きな役割であるが、学校図書館が学校教育の一機関である限り、「教育」「生活指導」という視点からもこの問題については検討する必要がある。図書館員が知ることができる児童生徒の読書記録は、教育的な目的、つまり、児童生徒の生活面での指導を目的として使用することができるのだろうか。この問題について考えるために、まず学校教育における個人情報、プライバシーの取り扱いについて考えてみよう。

2.1 プライバシーの収集と管理にみる問題

すでに述べたように、学校には児童生徒やその家庭に関する膨大な情報が集められている。その中には子どもの病歴や保護者の学歴、経済状況など、いわゆる「プライバシー」

に属する情報も含まれている。これらの情報が他人にみだりに干渉されたり、開示されたりするようなことがあっては、平穏な社会生活を送ることは難しくなる。よって、個人情報コントロールする権利は、「プライバシー権」として憲法第13条の保障内容に含まれるものと解釈され、個人情報を安易に収集することは許されないと考えられている。児童生徒、そしてその家庭のプライバシー権の保障は、当然、学校教育機関の義務でもある。

しかし、学校が生徒やその家庭の情報を収集することは全く無意味なわけではない。相手を知ることから教育は始まると言われるように、たとえば、担任がクラスの生徒に対して生活面での指導を行う際に、その家庭環境をある程度、知っておくことは重要な仕事である。生活指導を目的とした学校による児童生徒やその家庭のプライバシーの収集が教育上果たしてきた役割は大きいと言えるだろう。

とはいえ、教育的な効果を求めることが先行して、子どもやその家庭のプライバシーが全く考慮されないような状況があれば、それはやはり危険である。事実、学校現場ではこれまで、教育に関する様々な情報の蓄積がプライバシー侵害につながるおそれがあるという考えがほとんどなかった、という報告もある。かつて行われていた、強制的な持ち物検査や、保護者欄に名前まで書いたクラス名簿を作成し、それを各家庭に配布すること(母子家庭であること、外国籍であることが一目でわかる)、家庭訪問時に児童生徒の個室を無理に確認することなども、学校教育現場でのプライバシー意識の希薄さの現れだろう。

こうしたプライバシー意識の希薄さは、個人情報を管理する必要性、職務に対する意識の低さにもつながることになる。たとえば、2002年4月には、「京都府内の公立学校(京都市立を除く)で、子どもの学習状況を記した生徒指導手帳や、保護者名簿などを保存したフロッピーディスクなどの紛失が急増していることが、京都府教委の二十四日までの調査で分かった」という事件も報道されている。「大半は学校の帰宅途中に車上狙いに遭うケース」であり、京都府教育委員会は「個人情報など子どもの人権そのものを扱っている自覚が足りない、として各学校長に嚴重注意を指示した」と伝えられている¹³。この事件とほとんど同じ内容の事件は過去に何度も引き起こされている¹⁴。学校教育の現場において、児童生徒のプライバシー保護の必要性和プライバシー領域の整理、さらには、学校職員(教育職員・事務職員)一人一人のプライバシー保護に対する意識の向上、という問題は今後大きな課題となるだろう。

2.2 プライバシー保護の原則

こうした問題の中で、近年、学校教育におけるプライバシーの取り扱いについての議論が進められている。行政管理庁プライバシー保護研究会のまとめ(1982年)によると、プラ

¹³ 「生徒指導手帳や保護者名簿も 先生による紛失が急増」『京都新聞』2002.4.25

¹⁴ 「答案用紙96枚、車内から盗難教諭帰宅途中に 高槻」『朝日新聞』1999.7.11, 大阪朝刊34面, 「指導要録が109人分盗難那覇の小学校」『朝日新聞』2001.4.21, 西部朝刊35面, 「教諭の車から答案用紙盗難北九州・八幡西区の市道」『朝日新聞』2000.3.2, 西部朝刊31面, 「教諭がクラス全員分の健康診断表紛失高槻・芝谷中」『朝日新聞』1998.11.2, 大阪朝刊25面 など

イバシー保護の原則として、「収集制限の原則」「利用制限の原則」「個人参加の原則」「適正管理の原則」「責任明確化の原則」という5つが挙げられている。日本が賛同しているOECDの「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」(1980年)においてもまた、個人情報の取り扱い制限項目として「目的明確化の原則」と「利用制限の原則」などを挙げている。

1989年11月の国連総会で採択され、1994年に日本が批准した「児童の権利に関する条約」の中にも、プライバシー保護の必要性は謳われている。第16条には、「1. いかなる児童も、その私生活¹⁵、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない」、「2. 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する」(政府訳)とあり、子どもにもプライバシーが存在すること、そして法律によるプライバシーの保護が基本的な権利であることが分かる。

現在、審議中¹⁶の個人情報保護法案(「個人情報の保護に関する法律案」)でも、人権保護を目的として個人情報取り扱いの原則が明示されている。2002年に政府によって国会に提出された案によると¹⁷、個人情報保護のための基本原則として「利用目的による制限」「適正な取得」「正確性の確保」「安全性の確保」「透明性の確保」などが挙げられている。こうした基本原則を含む政府案については「表現の自由」「報道の自由」を守るという立場からマスメディアを中心に批判も多く寄せられているが、単に「個人情報を守る」という立場から考えれば、基本原則そのものは、個人情報を取り扱う機関に従事する人々にとって当然の行動指針を示すものであり、膨大な個人情報を収集管理する学校教育機関もまた遵守する必要があるだろう。

以上のような個人情報保護、プライバシー保護の理念を前提として考えるならば、学校が児童生徒やその家庭の個人情報を集める場合には、たとえ教育を目的とする場合であっても、その情報を集める目的や用途が子どもやその保護者に明確に伝えられ、理解を求めた上で収集されなければならないということになる。また、個人情報の収集範囲は、その収集目的に応じて必要な範囲に限られるべきであり、目的達成にとって不必要な範囲での情報収集は行ってはならない。そして、集められた情報は、収集時に公表され、同意を得た目的に矛盾しない形で使用されるべきであり、他の目的のために使用されたり、無断で第三者に開示されることがあってはならない¹⁸。児童、生徒、そしてその家庭にも人権はある。仮にそれが「教育」という目的であっても、個人情報がただ漠然と(無目的に)集められたり、粗雑に管理されたり、法的な根拠なしに¹⁹本人に無断で開示されるとすれば、

¹⁵ 日本ユニセフ協会、国際教育法研究会訳などでは「プライバシー」「プライバシィ」と訳されている。

¹⁶ 2002年臨時国会で廃案方針が決定。現在は修正案が作成、2003年通常国会へと提出される予定となっている。

¹⁷ 「個人情報の保護に関する法律案」(政府案)

<http://www.kantei.go.jp/jp/it/privacy/houseika/hourituan/327houan.html>

¹⁸ 羽山健一著「生徒のプライバシーをどう保護するか」『季刊教育法』79, 1989, p92

¹⁹ OECDの規定によると「個人データは明確化された目的以外のために開示利用そのほかの使用に供されるべきではないが、次の場合はこの限りではない。(a)データ主体の同意がある場合、(b)法律の規定に

それは明らかに人権侵害行為となるのである。

3. 図書館における児童生徒のプライバシー保護の方法

学校図書館は図書館の一館種であると同時に、学校教育の一機関である。よって、学校図書館に集められる個人情報もまた、上に挙げたプライバシー保護の原則をふまえた上で取り扱われなければならないはずである。最後に、これらのプライバシー保護の原則と、1.でのアンケート結果をふまえて、漫画作品『やっぺらんねェぜ！』にみる図書館員の行動の問題点を再検討してみよう。

3.1 読書記録収集目的の妥当性

『やっぺらんねェぜ！』にみる図書館員の問題行動について、第一に考察しなければならないことは、「目的明確化の原則」についての妥当性である。学校が個人情報を収集する場合、原則として、その「目的」が児童生徒(またはその保護者)に明示され、個人情報を収集する必要性が理解されていることが重要である。反対に、情報収集の目的について納得できない場合は情報提供を拒否する権利を児童生徒(またはその保護者)は有していることになる。学校とはいえ、強権的に個人情報を集めることはできないのである。また、「利用制限の原則」に従えば、収集された情報は開示された当初の目的に適う形で使用されなければならないということにもなる。当然ながら児童生徒、その保護者に断りもなく、学校が集めた情報が他の目的のために使用されてはならない。

『やっぺらんねェぜ！』に登場する学校図書館員は、気がかりな利用者の行動を観察し、彼が「エイズの本を読んでいた」という情報を、その様子や利用していた本の内容から確認している。厳密に言えば、ここで読書記録を収集した目的は、その男子生徒の思い詰めた様子の原因を知ること、つまり生活指導のためということになるだろう。第一の問題点は、こうした目的が、図書館が読書記録を収集する際の目的の中に含まれているかどうか、ということである。当然、教育的配慮、生活指導という目的が妥当なものでなければ、養護教員に対して開示した行為についても、個人情報の利用範囲を超えた目的外使用ということになる。先に筆者はこの問題に関して、クラス担任や養護教員は学校図書館外部か、内部かという問題に言及したが、実は、図書館の内部か外部かということはそれほど大きな問題ではなく、その個人情報の利用方法が目的内か目的外かということが第一の問題であることが分かる。

3.2 学校図書館が読書記録を集める目的

では、図書館が読書記録を集める上で利用者の開示している(と考えられる)目的の中には、心配な生徒に対して生活指導を行う、という「教育的な配慮」が含まれているのだろうか。この問題について考えてみると、そもそも、学校図書館が貸出記録や閲覧記録など、

よる場合」と記されている。

読書記録を集める際に、利用者に対してその目的をはっきりとした形で(わざわざ)開示することがほとんどないことに気が付く。ならば、図書館はなぜ読書記録を集めるのか。そして、読書記録として学校図書館に集められた情報はどのように使用されるべきなのか。

この問題を考える上で役立つ事例として、クラス担任や生活指導担当者などの教員が図書館員に対して、生活指導を目的として、児童生徒の貸出記録を照会した場合、図書館員はどのように対応すべきか、という興味深い問題がある。渡辺重夫氏は、こうした問題について触れながら、学校図書館における読書記録(貸出記録)の取り扱いについて次のような意見を示している。

「図書館が利用者を特定図書と結びつける理由(何らかの貸出方式に基づいた貸出を行う理由)は、図書館資料を適切に管理するためであって、利用者という人を管理するためではない。「こうした理由は、学校図書館においても何ら異なるところはないのであって、児童生徒の読書傾向を調べたり、図書館利用の指導資料にするために読書記録があるわけではない」。「教育に必要な情報」の入手は、あくまでも本人が承知した上でなすべきであって、本人の知らない間に”こっそり”と入手すべきことではない。それが、人権に配慮した教育であり、学校図書館にもそうした運営が求められている」²⁰。

塩見昇氏もまた、この問題に関して、以下のような考えを示している。

「貸出記録には(中略)本来の用途以外にいくつかの使われ方があり得る」。「しかし、利用者が資料を借りるためにのみ提供したデータは、資料が返却されれば本人に「返す」のが筋である。それを目的外に使うということは、本人がまったく予期していないことである。それが自分に対する判断の根拠となったり、指導資料ともなると分かれば、本来の読みたい資料を借りるという行為そのものが歪められることもあり得るだろう。それは他にどれだけのメリットが想定されても、あってはならないことである」²¹。

以上の二つの文章についてその論点をまとめると、第一に、貸出記録をはじめとして図書館が収集する読書記録は、(学校図書館も含めて)本来、図書館資料を管理するために集められるものであり、人間(児童生徒の生活態度など)を管理するためのものではない。よって、教育的な配慮や生活指導を目的とした場合であっても、利用者個人の貸出記録や読書傾向に関する記録というものが、貸出や読書指導など図書館の本来の機能と直接的に関連するサービスのために集められた個人情報である限り、そうした情報の照会については、たとえその相手が同じ学校内の同僚教員であったとしても、図書館員は原則として応じてはならないということになる。また、応じる場合があったとしても、利用者本人からの承諾を得なければならないと考える必要がある。繰り返せば、プライバシーを集める機関が、その目的と用途を開示し、集めた情報を目的に合った形で使用することは当然のことであり、このことは学校図書館もまた例外ではないのである。

²⁰ 渡辺重夫著「個人情報の保護と学校図書館—プライバシー権と結びつけて(2)」『学校図書館』492, 1991.10, p67-69

²¹ 塩見昇著「プライバシーの尊重」『学校図書館』507, 1993.1, p30-31

3.3 生活指導目的での読書記録の収集は可能か？

個人情報目的外の使用が人権侵害行為であるならば、「学校図書館での読書記録が生活指導用の資料として使用されることがある」ということを、あらかじめ子どもたちに伝えておけばよい、という意見もあるかもしれない。目的を開示して、その理解を求めた上であれば、読書記録を生活指導目的で使用してもかまわない、という考えである。

教育現場では、そもそも「学校図書館には人に知られて困るような本なんて置いてない」という考えも根強い。「隠しごと」は「悪いこと」である、という教育観に立つ教員にとっては、読書行為の中に「秘密」があり、それを図書館が守らなければならない、ということさえも理解できないとも言われている。実際に「小中学生にプライバシーなんて教える必要はない、そんなことをいうから隠し事をするようになるんだ」という学校現場での教員の意見もあるという²²。1.では触れなかったが、学校司書を対象としたアンケート回答によると、一部の学校では、現在も、成績簿に「読書の記録」を記入する欄があり、学期ごとにクラス担任が各生徒の読書カードをチェックすることもあるという。現実には、読書内容を図書館員以外の教員がチェックしていますと公言して、図書館活動を行うケースもあるということである。

このように、児童生徒に対して「生徒判断、生活指導資料として読書記録を集め、利用する」という目的を開示し、その目的に適った方法形で個人情報を使用するとすれば、そうした行為は確かに、プライバシー権に関しては人権の侵害にはならないと考えることもできるだろう。しかし、生徒の生活面での指導などを目的として図書館の読書記録が使用されたとき、「知る自由」「読書の自由」を保障する、という図書館の本質的な役割は果たして機能しうるのだろうか。繰り返せば、個人の読書行為には他人には知られたくないニーズも含まれている。「内緒にしたい」「恥ずかしい」「知られたくない」といった感情はその利用者の性格や育ってきた環境、置かれている状況によって変化するため、「学校図書館には秘密にしたいような本はない」という一面的な見方はそもそも間違いである。その上、読書内容が自己の生活態度や内面を判断される材料となるとすれば、図書館で児童生徒が本を選ぼうとするたびに、「この本を読みたいけど、先生に変なことを考えていると誤解されるかもしれないからやめておこう」「先生に知られてもいいような本だけを借りておこう」というように、本来の読書に対するニーズが歪められた形で表出することにもなりかねない。これでは図書館の本来の機能は果たし得ないし、学校図書館では自由な読書活動が著しく困難になってしまう。

さらに言えば、学校は教育機関であると同時に、学習機関でもあり、それを図書館が支えているということも忘れてはならない。主体的な学習態度、「自ら学ぶこと」が教育改革の主軸である一方では言いながら、一方では図書館での児童生徒の読書に積極的に介入しようとする。「知る」ことを封じ込められた場所で、本当の意味での「学習」は可能

であろうか。「生徒判断、生活指導のために読書記録を利用します」と目的を開示することは、図書館の本来の機能、そして「知る自由」、学習権という基本的人権を脅かす、さらなる問題を引き起こす可能性が高い。

行動面において不安定さが見られる生徒がいる場合に、生徒に関する情報を親やクラスメイト、そのほかの教員など、周囲の協力を得て集めることは、確かに、生活指導において効果を発揮することがあるかもしれない。しかし、心配な生徒がいたとして、その利用者が図書館の常連であったとしても、図書館の記録から間接的に心の中を探ろうとするのは安易な方法であると言わざるを得ない。しかも、読書の内容を読み手の意識と重ねることは、ある程度までは可能であったとしても、確実なものではないのである。不完全な情報を鵜呑みにして判断材料とするのは、大変頼りないし、判断される本人にとっても大変不本意である。生徒の内面を正確に知る方法は他にいくらでもあるはずである。図書館は、生活指導のための情報を本人に内緒で集めるスパイ機関であってはならないし、教育活動の手抜きを押しつけられる筋合いもない。「読書の自由」を保障するためのプライバシー保護の必要性、そして、図書館の本来の機能を考えるとき、生徒指導を目的とした情報開示要求に学校図書館員が応えることはできないのである。

3.4 生活指導目的での読書記録の使用にみる問題点

では、以上の生活指導目的での貸出記録の照会問題と、『やってらんねえぜ!』にみる問題とはどのように関連しているのか。渡辺氏や塩見氏が言及している問題は、図書館員が他の教員から児童生徒の貸出記録の照会を受けた事例であり、図書館員自らが読書に関する情報を開示する『やってらんねえぜ!』の事例とは状況が異なっている。しかし、読書(貸出)記録とプライバシーとの関係はこの漫画作品での事例にも当てはめることができるのではないだろうか。

第一に、この作品の図書館員は、様子がおかしい生徒の行動を注視することで個人の読書に関する情報を収集している。厳密に言えば、本図書館員は、生徒指導を目的とした読書情報の収集、利用(無断で他の教員への相談)を行っており、そうした目的や利用行為が学校図書館利用者の予期し得ないものである限りは、人権侵害行為ということになるだろう。つまり、心配な生徒の貸出記録を図書館員に照会する教員と、心配な生徒がどのような本を読んでいたということを探る本作品の図書館員とは、状況は異なるが本質的には同じ問題行為を行っているのである。

もちろん、学校図書館員が、図書館にやってきた生徒の様子がおかしいと感じた場合、その生徒を気にかけるという行動自体は全くおかしいことではない。むしろ、生徒の様子を観察することは教育関係者として当然の行為であろう。しかし、生徒の行動が意図するところを、読書記録を通じて探り出そうというのは、「読書の自由」「図書館の自由」を守る立場にある図書館員として行き過ぎがあると筆者は考える。図書館内に気がかりな生徒

22 平中和司著「学校図書館とプライバシー」『図書館界』50(2), 1988, p58-61

がいる場合、図書館員が彼の行動を心配に思うのは当然だが、その行動を彼が読んでいた本を使って探り出そうとすることは大変卑劣な人権侵害行為であると言わざるを得ないのである。

学校図書館が学校内の施設であり、そこに教員とともに生活する限り、現実には、児童生徒は学校図書館での行動についてもある程度図書館員によって監視されていることを予期しているだろう。しかし、図書館内での行動の一部始終が常に図書館員によって監視され、読書内容と個人の内面とが安易に結びつけられてしまうとすればどうなるのだろうか。当然、学校図書館での児童生徒の読書行為は歪められてしまうだろう。児童生徒は図書館を利用しなくなるか、図書館員に知られてもよい本しか読めなくなってしまう。

繰り返せば、読書記録というものは、あくまで「資料を管理する」ためのものであり、図書館員であってもそれを意のままに取り扱うことは許されないはずである。以前は、貸出記録が読書治療や読書指導などに使われていたという報告があるが、プライバシーに対する意識の高まりとともに、最近では見直されるようになってきているとも伝えられている²³。「プライバシー権」と「図書館の自由」という二つの要素を考慮するとき、あくまで読書に関する記録は、本来の目的から逸脱することなく収集され、使用されなければならない。

3.5 様子がおかしい利用者に対する望ましい対応

では、『やってらんねえぜ!』のように、学校図書館内で様子のおかしい生徒を見かけた場合、具体的に図書館員はどのように対応するのが望ましいのだろうか？ 教育と図書館との機能が対立する問題であり、大変判断が難しいにも関わらず、1.において紹介したように、現在、沖縄県の学校図書館ではこうした問題が起こった場合の対応についてのマニュアルやルール等はほとんど作成されていない。以下、これまでみてきた問題点をふまえて、学校図書館員が外部の教員に利用者の読書記録、利用事実等を伝える場合のルールを考えてみよう。

3.5.1 利用者に直接声をかける

まず、心配な生徒がいる場合、その行動を読書記録から判断しようとするのは「読書の自由」を保障する立場にある図書館員としては望ましい対応ではないと筆者は考える。しかし、学校図書館は学校教育機関の一部であり、そこで働く図書館員にもまた教育的な役割が期待されているはずである。館内での児童生徒の行動について、「読書の自由」「図書館の自由」ばかりを優先して、全く干渉しないということは、教育サービスにも従事している学校図書館員のあり方として問題となるだろう。1.で紹介したアンケートの意見にもあったように、図書館員が様子がおかしい児童生徒を見て見ぬ振りをするのもまた許されない。

とすれば、利用者の気がかりな行動を察知した場合には、完全に利用者を放っておくこ

とではなく、児童生徒の読書におけるプライバシーや「図書館の自由」を最大限守りつつ、利用者が抱える問題をよい方向に導くような働きかけが必要となるのではないだろうか。では、プライバシーの保護と生活指導の実践、この2つをいずれも侵すことなく、それぞれを実行することは可能なのだろうか？

貸出記録の照会に対する渡辺氏や塩見氏の考えを参考にすると、実はその方法は案外に簡単であることに気が付く。教員による貸出記録の照会問題の解決策として、塩見氏は「記録公表の是非を単に教職員の問題にとどめず、子どもたち自身に問いかけ、考えさせることも大切である」²⁴と提案する。渡辺氏も同様に「読書記録をその収集(または提供)の目的外に利用するときは、記録の提供者たる児童生徒の了解・納得を必要とする」と述べている。教員が生活指導目的で貸出記録を照会したいと図書館員に要請してきた場合には、図書館員自身がその記録の提供者となる利用者(児童生徒)に対して、「先生が心配しているから教えてもいいか？」と直接確認し、合意を得た上で行うのが筋であると考えられるのである。仮に、児童生徒が教員への情報提供を拒否したとしても、そのことによって生徒について知るすべての手段が閉ざされてしまったわけではない。そもそも、本当に生徒のことを心配し、その内面を知りたいと望むのであれば、不確かな図書館の読書記録に頼るようなことをせずに、教員自らが生徒に声をかけ、直接、生徒の話を聞けばよいのである。図書館員は、情報提供を求めてきた教員に対してこうした働きかけと、アドバイスを行うべきだろう。

以上のように考えると、『やってらんねえぜ!』のように、気がかりな児童生徒が目の前にいる場合には、読書記録を使って裏からこっそりと不確実な情報を探るようなことはせずに、利用者の合意の上で情報を得ること、つまり、「直接、利用者に声をかける」というのが当たり前の対応であることに気が付く。もちろん、『やってらんねえぜ!』の中でも、図書館員は男子生徒に「何を調べたいの」と声をかけているのだが、生徒に心を開いてもらえなかったため、次の手段として、彼が利用していたらしい本を手がかりに、「HIVの本を読んでいた」と推測している。心を閉ざされたからと言ってすぐに読書記録から不確かな情報を探るのではなく、まずは生徒が心を開いてくれるように働きかけることこそ、「読書の自由」を守りつつ、生活指導を実践する立場にある学校図書館員の役割であろう。もし、図書館員が、児童生徒の使った本を後からこっそり調べていることが知られてしまったとしたら、図書館員に対する不信感が生まれるだけでなく、そのことが原因で利用者は学校図書館を嫌煙し、学校図書館での自由な読書を実現することさえも難しくなってしまうかもしれない。『やってらんねえぜ!』の男子生徒は「HIVに感染しているかもしれない」と激しく動揺し、読書を通じて正確な知識を得ることによって、その不安を解消しようとしている。読書記録を図書館員が嗅ぎ回ることは、この生徒にとって問題解決の一つの(唯一の)手段である「読書」という道を閉ざすことにもなりかねないので

²³ 赤星隆子編著『読書と豊かな人間性』樹村房, p48

²⁴ 塩見昇著「プライバシーの尊重」『学校図書館』507, 1993.1, p31

ある。

3.5.2 図書館サービスを通じての解決

利用者との信頼関係を築き、心を開いてくれたならば、学校図書館員は次の段階を考えなければならない。それは、図書館員自身による図書館サービスを通じての対応ということになるだろう。学校図書館は学校教育機関の一部であり、学校図書館員には個人の成長を「望ましい方向へ導く」という指導的、教育的な役割も期待されている²⁵。『やってらんねえぜ!』のように、HIV感染という問題が高校生にとって身近な問題となっているとすれば、その問題に関連する資料を積極的に集めたり、資料展示の企画などを通じて、問題意識を高めることも可能である。

さらに言えば、近年、学校図書館には読書を通じてのカウンセリング機能も期待されている。たとえば、小松田知子氏は「中学受験の不安を抱えた6年生など、純粋に読書を楽しみたいという子どもたちの他にも、不安な心を抱えた子どもたちが来館してくる。司書教諭が、一人一人に声をかけ、不安を取り除けるような本を推薦してあげると、すぐるように借りていく姿がある」²⁶と報告している。もちろん、児童生徒の貸出記録や読書傾向などを勝手に使用して読書治療の材料とすることはできないが、図書館員が児童生徒との信頼関係を築き、それぞれの悩みを解決できるような本を推薦するという形でのサービスも可能だろう。

3.5.3 他の教員への報告・相談

次に、図書館外部への読書記録の開示の問題について考えてみよう。『やってらんねえぜ!』に登場する図書館員のように、利用者の知らないところで不確かな情報を使って他の教員に相談するという行為は大きな問題である。しかし、利用者が図書館員に心を開いてくれた場合であっても、その個々のケースが、図書館員の相談能力をはるかに越えるような問題については、有効な指導、対応が難しいこともあるだろう。そもそも図書館員は、「情報の専門家」ではあるが(司書教諭は教育の専門家でもあるが)、カウンセリングや健康指導の専門的な知識、技術を持たない。そうした場合については、プライバシー保護を重視するあまり、図書館員一人で問題を抱え込むことはかえって逆効果である。養護教員、担任、学年主任など、他の教員などに相談することも検討すべきだろう。

利用者のプライバシーについて十分に配慮し、「図書館の自由」「読書の自由」を守るということを前提として考えるならば、図書館外部の教員に、読書記録・読書傾向等の情報を含む利用者個人の館内での行動についての相談を行う際には、利用者の学年や名前など、

²⁵ 「読書指導」 子どもの発達に応じて、文字を読むだけではなく、適切な読書への動機付けを行って、文章を鑑賞し、読書能力を高め、それによって自己の生活を充実させ、ひいては子どもの人格を望ましい方向へ導くとともに、社会に適用していく能力を身につけさせること。(日本図書館学会用語辞典編集委員会編『図書館情報学用語辞典』丸善, 1997, p146)

²⁶ 小松田知子「司書教諭のいる学校図書館」『学校図書館』1997.3, p30

個人を特定できる情報は、原則として一切伏せて相談を行うということが第一の段階となるだろう。1.にて紹介したアンケート回答の中に、司書教諭自身が他の教員から積極的に情報を集めるという考えがあったが、他の教員のアドバイスを受ける場合であっても、必ずしもその利用者の名前を出す必要はない。第一段階としては、名前を伏せて相談をし、養護教員や他の教員の知恵を借り、協力を得ることも可能ではないか。

図書館員がその利用者の名前を伏せたとしても、養護教員、担任、スクールカウンセラー等に相談を行ったならば、図書館外部の教員が悩みを抱える利用者との直接的な対話・相談を求めてくることもあるだろう。その場合には、第二段階として、図書館員自身から悩みを抱える利用者に対して担任やカウンセラー等との相談を勧めるべきだろう。その際の注意点としては、図書館員が一切、図書館外部の教員に個人と結びつくような形で読書記録を開示していないことを告げることが重要である。そして、養護教員やクラス担任などの外部の教員に相談するか、しないかは利用者自身の決定にゆだねるといって挙げられる。

もちろん、そうした外部の教員への相談を拒絶する利用者もなかにはいるだろう。緊急の場合をのぞいては、利用者が相談を拒否する場合であっても、そこであきらめるのではなく、可能な限り、図書館員から働きかけ、利用者自身が自らの意志で他の教員のもとへ相談に行くように説得を続けたい。

3.5.4 まとめ ～『やってらんねえぜ！』にみる図書館員の問題行動

最後に、『やってらんねえぜ！』にみる図書館員の問題行動についてまとめてみよう。第一に、利用者の予期しない目的で(目的外に)読書記録を使用し、生徒の内面を探っている点が挙げられる。第二に、図書館サービスを通じての問題解決を検討していない点にも疑問が残る。第三に、養護教員への相談の際に利用者の承諾なしに個人名を挙げている、という点も問題が大きい。

筆者は、学校図書館員は教育者であると同時に、やはり「読書の自由」を守る図書館員でもあると考える。児童生徒に対する教育的な指導や配慮はもちろん重要ではあるが、それと同時に、図書館の本来の機能を侵害しない形で、つまり読書におけるプライバシー保護を重視した形での対応をまずは検討すべきだろう。難しい問題ではあるが、『やってらんねえぜ！』での図書館員の行動は、以上の3点について考えるとき、やはり問題である言わざるを得ないのである。

おわりに

これまで学校図書館における「読書の自由」とプライバシー保護の問題は、貸出記録の管理方法を中心に議論されてきたように思う。現在、貸出記録の管理問題は、帳簿式、カード式からコンピュータ式への移行にともない、大きな問題として取り上げられることは少なくなった。しかし、学校図書館でのプライバシー侵害は、コンピュータの導入によっ

ですべてが解決したわけではない。学校図書館には貸出記録の他にもさまざまな形で読書記録が集められている。学校図書館が、教育と図書館という二つの機能を持つ限り、読書記録の照会請求問題のように、「教育か？、図書館か？」という二者択一の問題に直面することもあるだろう。

繰り返せば、学校図書館は教育機関であると同時に図書館機関(知る自由を保障する機関)でなければならないと筆者は考える。学校に属する限り、教育的な目的での読書記録の利用は日々のサービスにおいて決してあり得ないことではないだろう。ここに取り上げた事例の他にも、読書記録の教育的利用という名目でのプライバシー侵害は日常的に行われているのではないか。しかし、教育と図書館との機能が対立する場合の解決策は、どちらかいずれかの機能を切り捨てることであると安易に考えてはならない。図書館員は、「教育」と「図書館」という二つの機能のいずれも侵害することなく問題を解決するという視点に立ち、二者択一という狭い視点にとらわれずに、可能な限り解決策を探る努力をなすべきである。

以上の視点から、本稿では漫画作品『やってらんねえぜ！』にみる図書館員の問題行動を取り上げ、学校図書館におけるプライバシー問題について考察した。今後も、学校図書館におけるプライバシー問題はさまざまな状況において発生するだろう。本稿では取り上げなかったが、プライバシー保護の必要性は感じていても、クラス担任等に連絡をせざるを得ないような、一刻を争う緊急の事態に学校図書館員が直面することもあるかもしれない。この問題については、さまざまな事例を検討し、研究を積み上げていく必要がある。本稿が、学校図書館が抱えるさまざまな問題を解決するための一助となれば幸いである。
(2003.1.31)